

## 支所における日直業務の変更について

鏡支所を除く各支所の土曜・日曜・祝日等の日直業務を廃止する。

鏡支所の日直業務は委託職員等で対応する。

実施予定は、平成20年4月1日とし、全支所同時実施とする。

### 変更前

#### 全支所共通

支所の土曜・日曜・祝日等の日直業務は、戸籍の受付業務・観光問合せ・緊急連絡対応などであり、現在、職員が交代で行っている。

また、夜間は機械式警備を委託し、職員は不在である。

### 変更後

鏡支所を除く4支所（坂本・千丁・東陽・泉）は、土曜・日曜・祝日等の日直業務を廃止し、終日機械式警備方式とする。

鏡支所には、委託職員等の身分である日直業務員を配置し、土曜・日曜・祝日等の日直業務を行う。また、夜間は従来どおり機械式警備を委託する。

### < 周知方法 >

「広報やつしろ」などで支所管内の市民に周知を行う。

### < 日直業務の件数の推移 >

別紙のとおり